

宇和島市選挙管理委員会告示第4号

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額に関する規程の一部を改正する告示

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額に関する規程（平成17年選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月7日

宇和島市選挙管理委員会委員長 土居 秋義

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額は、次のとおりとする。 (1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の実費額 (2) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の実費額 (3) 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額 (4) 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき12,000円 (5) 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円 (6) 茶菓料 1日につき500円	第1条 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額は、次のとおりとする。 (1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の実費額 (2) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の実費額 <u>(3) 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の実費額</u> (4) 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額 (5) 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき23,000円 (6) 弁当料 1食につき1,500円、1日につき4,500円 (7) 茶菓料 1日につき1,000円

第2条 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 基本日額 10,000円以内

(2) 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内

第3条 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額は、次のとおりとする。

(1) 鉄道賃、船賃及び車賃 第1条第1号、第2号及び第3号に掲げる額

(2) 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき10,000円

第4条 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）1人に対し支給することができる報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円以内

(2) 専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1日につき15,000円以内

第2条 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 基本日額 10,000円以内

(2) 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内

第3条 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額は、次のとおりとする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 第1条第1号から第4号までに掲げる額

(2) 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき20,000円

第4条 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）1人に対し支給することができる報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 選挙運動のために使用する事務員 1日につき15,000円以内

(2) 専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1日につき20,000円以内

附 則

この告示は、公布の日から施行する。